

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する
法律施行令の一部を改正する政令案（概要）

1. 改正の趣旨

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号。以下「化管法」という。）第2条第2項に規定する第一種指定化学物質及び同条第3項に規定する第二種指定化学物質については、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令（平成12年政令第138号。以下「施行令」という。）で定めることとされている。

今般、新たに第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質の対象とすべき化学物質について、薬事・食品衛生審議会、化学物質審議会及び中央環境審議会より答申（「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づく第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質の指定の見直しについて（答申）」（令和2年8月））がなされたところであり、これを踏まえ、施行令について所要の改正を行うこととする。

2. 改正の内容

（1）第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質の追加又は削除

新旧対照表のとおり、第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質の対象とすべき化学物質について、追加又は削除を行う。

（2）第一種指定化学物質等取扱事業者の要件に係る変更

第一種指定化学物質の追加又は削除に伴い、施行令第4条第1号イ及びロに規定する第一種指定化学物質等取扱事業者の要件について、追加又は修正を行う。

3. 根拠条文

化管法第2条第2項、第3項及び第5項

4. 施行期日等

公布期日：令和3年1月中（予定）

施行期日：令和4年4月1日（予定）